

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により岐阜県知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 28 日

岐阜県監査委員	水 野 吉 近
岐阜県監査委員	長 屋 光 征
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

# 1 令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 <sup>えん</sup> 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	0	1	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	0	1	0
	指導事項	出資・出捐団体	4	1	0	3
		補助金等交付団体	2	0	0	2
		指 定 管 理 者	2	2	0	0
	計		8	3	0	5
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
	所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—
補助金等交付団体			2	0	1	1
指 定 管 理 者			0	—	—	—
計		2	0	1	1	
指導事項		出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
計		1	0	0	1	
検討事項		出資・出捐団体	1	1	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
計		1	1	0	0	
合 計		13	4	2	7	

※「今回措置を講じたもの」については、令和3年7月1日に知事から通知があったもの  
 (注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

## 2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

### (1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

#### 補助金等交付団体

団体名 (補助金等の名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
公益社団法人 岐阜県獣医師会 (岐阜県畜産振興事業補助金(獣医師確保修学資金貸与事業))	家畜防疫対策課	岐阜県畜産振興事業補助金(獣医師確保修学資金貸与事業)において、補助対象となる人件費を算定するに当たり、補助事業に従事した職員の労働保険料に関する計算を誤ったことにより、補助金763円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 令和2年11月26日の予備監査終了後、直ちに役員に状況を説明するとともに、12月1日に所管課に対しても報告を行った。 過大受給となっていた労働保険料については、令和元年度分763円を令和2年12月15日に返還した。過去5年分についても調査の結果、適正であることを確認した。 また、再発防止のため、補助対象経費及び人件費の計算については表計算ソフトを活用した管理を行い、必ず複数人で確認するなど、確認体制を強化する。

### (2) 所管機関監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

#### 補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
家畜防疫対策課	公益社団法人 岐阜県獣医師会 (岐阜県畜産振興事業補助金(獣医師確保修学資金貸与事業))	公益社団法人岐阜県獣医師会(以下「獣医師会」という。)に対する岐阜県畜産振興事業補助金(獣医師確保修学資金貸与事業)において、獣医師会が補助対象となる人件費を算定するに当たり、補助事業に従事した職員の労働保険料に関する計算を誤っていたのに、実績報告書の審査及び確認が十分でなかったため、補助金763円が過大交付となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 令和2年11月26日の予備監査終了後、直ちに役員に状況を説明するとともに、12月1日に所管課に対しても報告を行った。 過大受給となっていた労働保険料については、令和元年度分763円を令和2年12月15日に返還した。過去5年分についても調査の結果、適正であることを確認した。 また、再発防止のため、補助金対象経費及び人件費の計算については表計算ソフトを活用した管理を行い、必ず複数人で確認するなど、確認体制を強化する。 今後は、当課においても事業実施要領及び公益社団法人岐阜県獣医師会の事務手続や規程に基

			づく事業実施を確認するとともに、事業費の支払確認については、作成書類及び元帳による確認を実施する。
--	--	--	---